

令和7年度 鳥獣保護区等の指定について

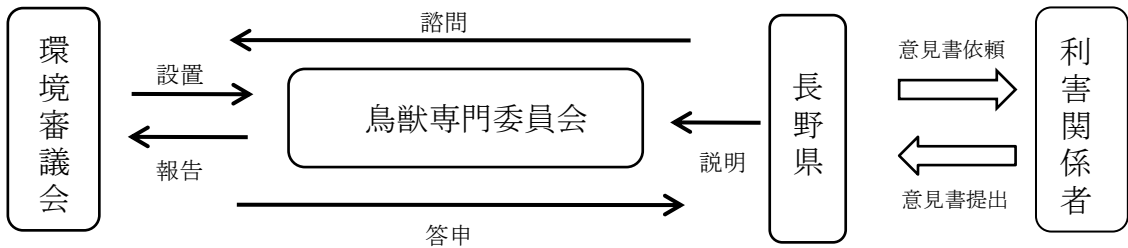
森林づくり推進課 鳥獣対策係

1 鳥獣保護区等の指定一覧

名称・区分		所在地	指定の趣旨	面積（ha）	指定期間	根拠
再指定	じゅうさんがけとくしゅ 十三崖特殊鳥獣保護区 特別保護地区	中野市、 山ノ内町	十三崖特殊鳥獣保護 区の区域内で身近な鳥 獣の生息地の保全を図 る地域として、「身近 な鳥獣の生息地の特別 保護地区」に指定する もの。	3	R 7. 11. 1～ R 17. 10. 31 （10年間）	法第29条 第4項
再指定						
えんれい 塩嶺鳥獣保護区 特別保護地区		岡谷市、 塩尻市	塩嶺鳥獣保護区の区 域内で特に鳥獣の保護 を図るため、良好な鳥 獣の生息環境となっ ている地域として、「森 林鳥獣生息地の特別保 護地区」に指定するも の。	121	R 7. 11. 1～ R 17. 10. 31 （10年間）	法第29条 第4項

※区分の説明については2頁「鳥獣保護区等区分」参照

2 (1) 答申までの流れ



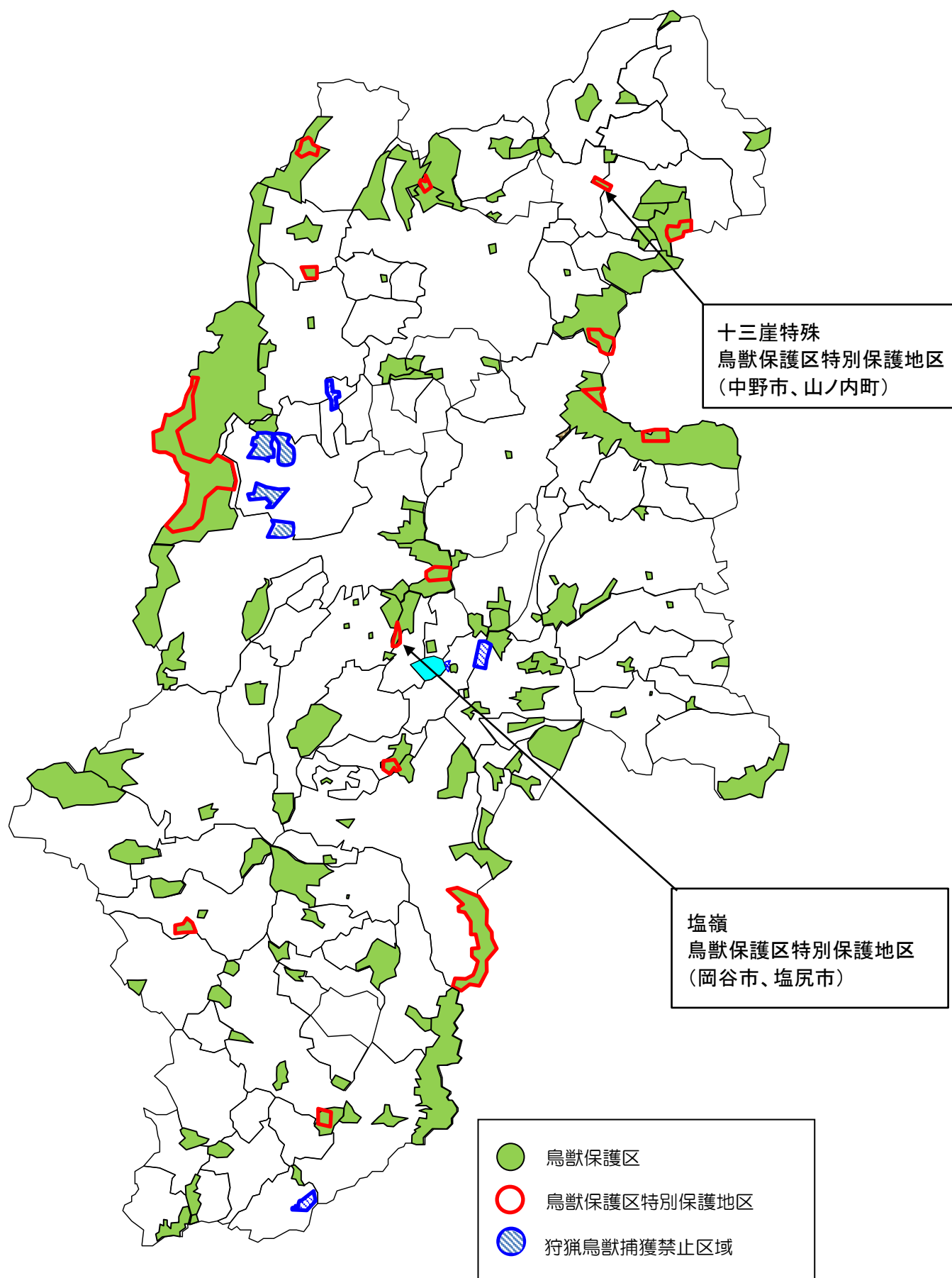
(2) スケジュール

実施機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～3月
環境省							● 届出	
環境審議会		● 諮問				● 答申		
鳥獣専門委員会					● 現地検討			
備考	⇨ 利害関係者の意見書							⇨ 狩猟期間

【鳥獣保護区等区分】

区分名	内容
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要がある場合に指定する区域で一定の開発行為が制限される。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域
狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ、イノシシを除く)	特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域。 長野県においては、農林業被害を軽減するためにニホンジカ、イノシシの捕獲を促進する必要がある地域について、ニホンジカとイノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。 ※狩猟期間中にニホンジカ、イノシシのみ狩猟を認める区域
特定猟具使用禁止区域	狩猟に伴う猟具による危険予防のため、特定の猟具による狩猟を禁止する区域（県内においては銃猟を禁止する地域のみ指定）
指定猟法禁止区域（鉛散弾）	鳥獣の保護のため、鉛銃弾の指定猟法を禁止する区域
休猟区	狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域

令和7年度鳥獣保護区等指定計画位置図



十三崖特殊鳥獣保護区特別保護地区指定の概要

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

十三崖特殊鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字畔上から、中野市深沢区の西端に至る夜間瀬川右岸沿いに位置する、高さ 10 メートルから 20 メートルの崖（通称十三崖）の区域。

（面積 3 ヘクタール）

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣の生息地の特別保護地区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、チョウゲンボウの営巣地として、国からの史跡名勝天然記念物の指定を受けており、チョウゲンボウの生育環境に良好な条件を備えていることから、特別保護地区として指定し、身近な鳥獣の生息地の保全を図るものである。

(3) 保護管理指針

「チョウゲンボウの営巣地」として、国の史跡名勝天然記念物の指定をされており、チョウゲンボウの生息環境として良好な条件を備えていることから、チョウゲンボウの営巣に著しい影響を及ぼさないよう留意し、定期的な巡視を行い、静謐な環境を保持する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 3 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 3 ha

農耕地 - ha

水 面 - ha

その他 - ha

イ 所有者別内訳

国有地	-	ha				
{	国有林	{	林野庁所管	ha	{	
		文部科学省所管	ha			
{	国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）	{	制限林	ha	{	
			普通林	ha		
					{	
					保安林	ha
					砂防指定地	ha
					その他	ha

地方公共団体有地	-	ha	{	都道府県有地	ha
私有地等	3	ha		市町村有地等	ha

一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 3 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	-	ha	{	自然環境保全地域特別地域	ha
				自然環境保全地域普通地域	ha
自然公園法による地域	-	ha	{	特別保護地区	- ha
				特別地域	- ha
				普通地域	- ha
文化財保護法による地域 （十三崖のチョウゲンボウ繁殖地）					0.4 ha
森林法による地域 （土砂流出防備保安林）					3 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該地は、下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字畔上から、中野市深沢区の西端に至る夜間瀬川右岸沿いに位置している。

イ 地形、地質等

高社山の火山岩が堆積した扇状地を、夜間瀬川が浸食することによって、右岸側に崖が形成されている。

ウ 植物相の概要

十三崖の頂部には、ケヤキ、クルミを主とする広葉樹が生立し、崖の面にも同じ広葉樹が点在している。河川敷にはクルミと草本類が見られる。

エ 動物相の概要

鳥類はチョウゲンボウやムクドリ等が、獣類はキツネやタヌキ等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

チョウゲンボウ、○キジ、○カラス、○キジバト、○ムクドリ 等

イ 獣類

○キツネ、○タヌキ、○カモシカ 等

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域の農林水産物の被害状況【中野市】

令和3年度

加害鳥獣	被害農作物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟 捕獲数
				許可件数	捕獲数	
スズメ	稲		16	1	41	0
カラス	果樹		9	1	103	0
クマ	果樹		135	5	1	0
シカ	果樹		2000	2	4	3
タヌキ	果樹		32	1	0	2
ハクビシン	果樹		229	1	78	0

令和4年度

加害鳥獣	被害農作物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟 捕獲数
				許可件数	捕獲数	
カラス	果樹		2940	1	106	6
クマ	果樹		1146	9	1	0
サル	果樹、豆類		160	0	0	
シカ	果樹		8	1	2	1
カモシカ	果樹		32	2	3	
タヌキ	果樹、野菜		206	1	0	0
ハクビシン	果樹		1235	1	69	1

令和5年度

加害鳥獣	被害農作物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟 捕獲数
				許可件数	捕獲数	
スズメ	稲		122	1	0	0
カラス	果樹		5610	1	0	8
ネズミ	野菜		30			
クマ	果樹		1875	18	5	0
イノシシ	野菜		60	1	6	2
サル	果樹		60	1	0	
カモシカ	果樹		32	1	0	
タヌキ	果樹		133	2	6	0
ハクビシン	果樹		4466	2	18	1

※各年度の被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

当該地域の農林水産物の被害状況【山ノ内町】

令和3年度

加害鳥獣	被害農作物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
カラス	果樹		247	1	30	14
ムクドリ	果樹		810	1	0	0
ヒヨドリ	果樹		810	1	0	0
クマ	果樹		756	23	15	0
イノシシ	果樹		1654	1	17	12
サル	果樹		3421	2	20	
シカ	果樹		10004	2	34	22
カモシカ	果樹		5734	1	6	
ハクビシン	果樹		896	1	13	0

令和4年度

加害鳥獣	被害農作物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
カラス	果樹		247	1	0	0
ムクドリ	果樹		810	1	0	0
ヒヨドリ	果樹		810	1	0	0
クマ	果樹		602	39	28	0
イノシシ	果樹		1272	1	25	11
サル	果樹		2993	2	29	
シカ	果樹		9003	1	24	15
カモシカ	果樹		4279	1	6	
ハクビシン	果樹		896	1	0	1

令和5年度

加害鳥獣	被害農作物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
カラス	果樹		247	1	0	0
ムクドリ	果樹		810	1	0	0
ヒヨドリ	果樹		810	1	0	0
クマ	果樹		602	29	27	0
イノシシ	果樹		1272	2	13	10
サル	果樹		2903	1	29	
シカ	果樹		8733	10	26	26
カモシカ	果樹		4151	1	4	
ハクビシン	果樹		896	1	5	1

※各年度の被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

該当なし

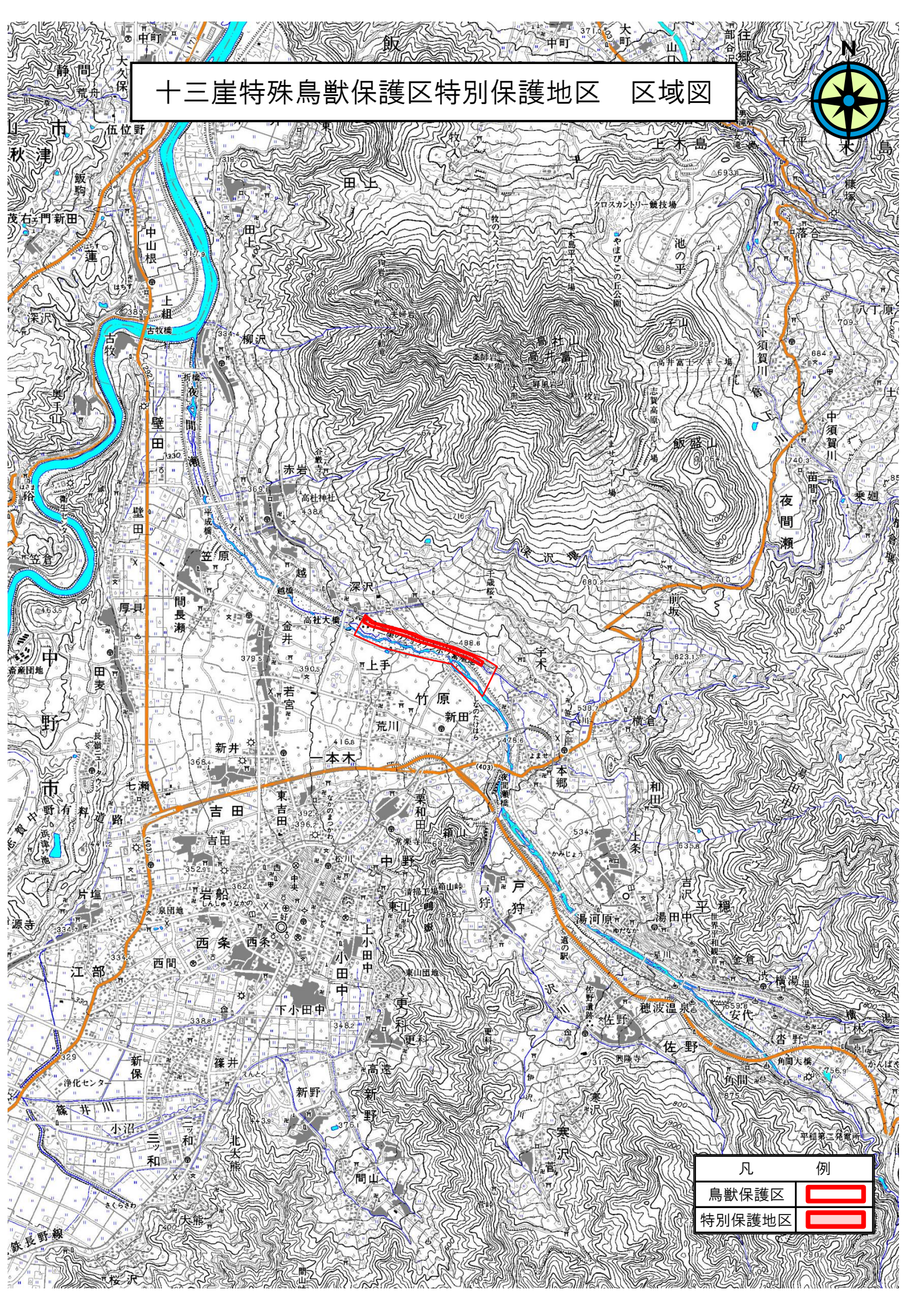
6 施設整備に関する事項

- | | |
|-------------|-----|
| ① 特別保護地区用制札 | 4 本 |
| ② その他（補助板） | — 枚 |

十三崖特殊鳥獣保護区特別保護地区 関係者意見の概要

職 名	氏 名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
中野市	湯本 隆英	○			
北信州森林組合	山崎 明	○			
北信漁業協同組合	荒井 久雄	○			
中野市農業協同組合	望月 隆	○			
北信猟友会	宮川 順一	○			
中野市深沢区	田中 章	○			
中野市竹原区	湯本 章	○			
中野市金井区	小玉 治史	○			
北信建設事務所	関 一規	○			
山ノ内町	平澤 岳	○			
北信猟友会	湯本 利樹	○			
山ノ内町宇木区	畔上 三行	○			
JAながの 志賀高原支所	徳竹 栄一	○			

十三崖特殊鳥獣保護区特別保護地区 区域図



凡 例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	

塩嶺鳥獣保護区特別保護地区指定の概要

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

塩嶺鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

岡谷市塩尻峠付近の国道 20 号線と市道小野立公園内線との接点を起点①とし、同点から同国道を北西進し、同国道（旧道）と松井沢との交点②に至り、同点から同沢を北東進し、同沢と塩尻市と岡谷市の市界との接点③に至り、同点から同市界を北進し、通称カエルが池（カワズが池）との接点④に至り、同点から今井区有林と小井川区有林の境界線を東進し、同境界線と塩嶺高ボッチハイキングコースとの交点⑤に至り、同点から同ハイキングコースを南進し、林道大蛇組（おおだくみ）線との接点⑥に至り、同点から岡谷市民有林 10 林班と 13 林班界を西進し、同 10 林班「ほ」小班と「り」小班界との交点⑦に至り、同点から同小班界を南進し、林道塩嶺高ボッチ山線及び林道堤洞（つつみぼら）線を横断し更に南進し、林道塩嶺高ボッチ山線との交点⑧に至り、同点から同林道を南東進し、岡谷市森林植物園北東端接点⑨に至り、同点から同植物園界を南進し更に西進し、同植物園界と深沢との接点⑩に至り、同点から同沢を南進し、同沢と旧中仙道との交点⑪に至り、同点から同道を北西進し、同道と市道小野立公園内線との接点⑫に至り、同点から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし塩尻市大字東山上条益司の宅地及び農地 2 ヘクタールは除く。

（面積 121 ヘクタール）

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の特別保護地区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該特別保護地区を含む塩嶺鳥獣保護区は多様な森林環境を有する広大な面積を有し、鳥獣の生息環境として好条件を備えた地域である。

また、西側には東山地区鳥獣保護区、北側には美ヶ原鳥獣保護区が近接して設定されているほか、ほぼ全域が国立公園に指定されており、広域的な鳥獣の生息環境保全上重要な区域となっている。

中でも、当該地域は多くの野鳥が生息する多様な環境が人間の身近な区域に存在しており、「小鳥の森」にも指定されている。野鳥観察等の活動も盛んで、昭和 29 年に始まった「小鳥バス」は 72 年間走り続け、地元のみならず全国的にも認知さ

れている。また、小鳥たちのさえずりの美しさから、環境省の「日本の音風景百選」にも選ばれている。

以上のとおり、当該地域は鳥獣保護意識の普及啓発上非常に重要であり自然環境の保全上も適切な地域であるため、引き続き特別保護地区として指定するものである。

(3) 保護管理方針

当該地域の保護管理に当たっては、鳥獣の生息場所として指定の目的を妨げない範囲で森林を健全な状態で維持するために必要な森林整備を推進するとともに、入り込み者の利用圧が過大にならないよう留意しながら、地元岡谷市や関係団体と協力して普及啓発に努めていく。

なお、当該区域の指定目的や区域を明示した諸標識を必要な個所に設置する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 121 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 120 ha
農耕地 - ha
水 面 - ha
その他 1 ha

イ 所有者別内訳

国有地 - ha

{	国有林	{	林野庁所管	ha	{	制限林	ha	{	保安林	ha
			文部科学省所管	ha		普通林	ha		砂防指定地	ha
									その他	ha

{ 国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）

地方公共団体有地 9 ha { 都道府県有地 ha
市町村有地等 9 ha

私有地等 112 ha
公有水面 - ha
一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 - ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 - ha { 自然環境保全地域特別地域 ha
自然環境保全地域普通地域 ha

自然公園法による地域 (八ヶ岳中信高原国定公園)	121 ha	特別保護地区 特別地域 普通地域	- ha 121 ha - ha
農振法による農業振興地域	- ha	農用地区域	- ha
文化財保護法による地域	- ha		

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該特別保護地区を含む塩嶺鳥獣保護区は岡谷市の北西部及び塩尻市の東部に位置する標高 900m から 1,300m の地域に位置している。

イ 地形、地質等

地形は緩やかな尾根地形を呈している。鞍部には池沼が見られるとともに森林内には湧水もあり、水系は多様である。地質は、新生代の安山岩を基岩としている。

ウ 植物相の概要

区域の大部分を森林が占めており、天然林はナラ等の広葉樹及びアカマツが、人工林はカラマツ及びヒノキが主要な樹種となっている。

エ 動物相の概要

鳥類は、サンショウクイ等の高木性の野鳥をはじめ 120 種を超える野鳥が観察されている。獣類は、キツネ、タヌキ、テン、ニホンジカ等の多様な動物が生息している。

(2) 生息する鳥獣類（代表的な種を記載）

ア 鳥類

ホトトギス、キジバト、アオバト、○コゲラ、アカゲラ、アオゲラ、○サンショウクイ、モズ、カケス、○ヒガラ、○ヤマガラ、コガラ、○シジュウカラ、○ヒヨドリ、ウグイス、ヤブサメ、エナガ、センダイムシクイ、○メジロ、ゴジュウカラ、○クロツグミ、コサメビタキ、オオルリ、○キビタキ、キセキレイ、イカル、カワラヒワ、ホオジロ 等

イ 獣類

ツキノワグマ、イノシシ、○ニホンジカ、○ニホンカモシカ（特別天然記念物）、○キツネ、○タヌキ、○テン、ノウサギ、イタチ、○リス、ハクビシン、アカネズミ 等

- ※ ○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣
 ※ アンダーラインは天然記念物に指定された鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域を含む岡谷市においては、ニホンジカによる樹木の剥皮被害、野菜及び稲の食害、イノシシによる豆類及びイモ類の食害、ハクビシンによる果樹の食害等が確認されている。また当該地域を含む塩尻市においては、ニホンジカによる樹木の剥皮被害、野菜及び稲の食害や踏み荒し、イノシシによる野菜及び稲の食害や踏み荒し、ニホンザルによる野菜及び果樹の食害が確認されている。

塩尻市（全域）・岡谷市（全域）における主な農林業被害及び捕獲の状況は下表のとおり。

当該地域の農林水産物の被害状況【岡谷市】

令和3年度

加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟 捕獲数
				許可件数	捕獲数	
ニホンジカ		カマツ	10,019	1	591	22
イノシシ	豆類、いも類		5	1	12	0
ニホンザル	豆類等		3	1	1	
カモシカ	野菜		1	0	0	
ハクビシン	果樹		2	1	6	0

令和4年度

加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟 捕獲数
				許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	野菜	カマツ	10,131	1	422	14
イノシシ	麦類、いも類		41	1	19	3
ニホンザル	野菜		14	1	1	
ハクビシン	果樹		7	1	16	0

令和5年度

加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟 捕獲数
				許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲	カマツ	10,301	1	463	66
イノシシ	野菜、いも類		335	1	37	5
ニホンザル	野菜、いも類		158	1	1	
カモシカ	野菜		120	0	0	
ハクビシン	野菜		1	1	18	0

※各年度の被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

当該地域の農林水産物の被害状況【塩尻市】

令和3年度

加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟 捕獲数
				許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	野菜	カマツ、広葉樹	4,530	1	244	50
イノシシ	豆類、いも類、その他野菜		119	1	54	12
ニホンザル	豆類等、果樹		40	1	64	
カモシカ	野菜、稲、果樹		2,672	1	0	

令和4年度

加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟 捕獲数
				許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	野菜	カマツ	2,459	1	221	67
ツキノワグマ		ヒノキ	12,895	1	0	1
イノシシ	稲、果樹		158	1	2	12
ニホンザル	野菜		43	1	61	
カモシカ	果樹		1,052	1	0	

令和5年度

加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟 捕獲数
				許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	野菜	カマツ	386	1	203	52
ツキノワグマ		ヒノキ	21,020	2	5	2
イノシシ	野菜、いも類		52	200	100	17
ニホンザル	野菜、いも類	苗木	94	1	63	
カモシカ	野菜、果樹	ヒノキ、カマツ	24,959	1	2	

※各年度の被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|-------------|------|
| ① 特別保護地区用制札 | 5 本 |
| ② その他（補助版） | 10 枚 |

塩嶺鳥獣保護区特別保護地区 関係者意見の概要

職 名	氏 名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
岡谷市長	早出 一真	○			
西堀区長	武井 富美男	○			
今井区長	丸山 貴志	○			
小井川区長	宮坂 勇	○			
間下区長	横内 由和	○			
諏訪森林組合長	藤森 良隆	○			
岡谷市観光協会長	薩摩 建	○			
諏訪猟友会 岡谷支部長 (岡谷猟友会会長)	宮下 猛	○			
日本野鳥の会諏訪支部長	杉山 直	○			
塩尻市耕地林務課長	田下高秋	○			
東山区長	松尾 伸吉		○		・猿の集団や熊発見のニュースもありました。保護も大切ですが、人の暮らしを守る活動にも力を入れてほしい。
松本ハイランド農業協同組合	田中 均	○			
松本広域森林組合 築南支所長	上野 伸一郎	○			
塩尻市猟友会長	富永 久喜	○			

塩嶺鳥獣保護区特別保護地区 区域図

S=1/35,000

